

学生支援緊急給付金の選考について

先般、文部科学省より新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、学内において一次募集（6/19文科省へ切）の案内をしたところ多くの学生より申し込みがありました。

今回、文部科学省からお示しのある要件を選考基準とし、支給の対象者となる条件を満たしているのか確認させていただきました。

特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている生徒で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、専門学校での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

また、主な条件としては、以下のとおりです。

1. アルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）していること。
 2. 原則として既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと
 - 1) 新たな給付金、新制度の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
 - 3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ※申請時点において、いずれも活用していない場合は活用するか確認、原則1か月以内に申請することを確認。

（補足）

今回の一次選考から保留となった学生に対しては、文部科学省から二次推薦の募集案内が届いております。つきましては、今後、二次推薦に向けた学内の締切を設定しますので、今回の一次推薦締切後に申請があった学生等に対しても二次推薦に向けた申請準備（アルバイト収入が減収したわかる3月、4月、5月給与明細書）をお願いします。

詳細につきましては、後日お知らせ致します。